

70 歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度加入者へ

高額療養費（外来年間合算）のお知らせ

☎ 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934 / (75 歳以上の場合) 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0952-64-8476

高額療養費（外来年間合算）制度とは？

現在、医療機関や薬局で月に支払った医療費が上限額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として支給されています。

一般区分・低所得者区分*の人は、年間（8 月～翌年 7 月）の外来の自己負担額に 14 万 4 千円の上限額が設けられ、その上限額を超えた額が高額療養費（外来年間合算）として支給されます。

※区分については、保険年金係（役場 1 階）へお尋ねください。

▽支給要件

令和 6 年 8 月から令和 7 年 7 月末までに被保険者が医療機関や薬局で支払った外来の医療費の自己負担額から月間の高額療養費を除いた額のうち、14 万 4 千円を超えた額を支給します。

▽支給を受ける方法

- ・後期高齢者医療の人…月間の高額療養費の支給を受けたことがある人で、対象の期間中に医療保険の異動等がなく、外来の医療費の自己負担額が広域連合で確認できる場合、月間の高額療養費の支給先と同じ口座へ自動的に支給します（支給日の 1 週間程度前に支給決定通知書が届きます）。
- ・国民健康保険の人 …申請時に口座の登録が必要です。

※後期高齢者医療の人で高額療養費の口座登録のない人、国民健康保険の 70 歳以上の人、それぞれで支給が見込まれる被保険者の人には、12 月中旬～下旬にお知らせを送付する予定です。お知らせが届きましたら、保険年金係（役場 1 階）へ申請してください。

なお、令和 6 年 8 月～令和 7 年 7 月末の間に①転入・転出をした人、②資格の変更があった人、③資格を喪失した人（亡くなられた人や生活保護を受け始めた人）は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。具体的な手続きやご不明な点はご相談ください。

▽時効についての留意点

高額療養費（外来年間合算）は、基準日（毎年 7 月 31 日）の翌日から 2 年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は、基準日の翌日から 2 年の間に行ってください。

※計算期間（8 月～翌年 7 月）の途中で資格を喪失した人の基準日については、資格を喪失した日の前日（死亡の場合は亡くなられた日）となります。



鳥栖市休日救急医療センター

- ▽診療科 内科、外科、小児科
- ▽診療日 日曜、祝日、12 月 31 日、1 月 2・3 日
- ▽診療時間 午前 9 時～午後 7 時（午後 6 時 30 分まで受付）
- ▽場所 鳥栖市休日救急医療センター（鳥栖市保健センター 1 階）
- ▽問合せ ☎ 83-0119



三養基・鳥栖地区 歯科休日診療 当番医

日にち	診療所	電話
7 日（日）	秀島歯科医院（みやき町）	96-4133
14 日（日）	ふかや歯科医院（鳥栖市）	85-2522
21 日（日）	藤戸歯科医院（鳥栖市）	85-0100
28 日（日）	真子歯科医院（みやき町）	94-4180
29 日（月）	みやべ歯科クリニック（みやき町）	94-3492
30 日（火）	門司歯科医院（鳥栖市）	82-2747
31 日（水）	あおやぎ歯科医院（基山町）	92-1755